

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄県の学童保育における障害児受け入れの歴史的概観

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2015-09-15 キーワード (Ja): 学童保育(放課後児童クラブ), 放課後児童健全育成事業, 障害児の受け入れ, 沖縄 キーワード (En): After School Care Program, After school children healthy development business, Acceptance of children with disabilities, Okinawa 作成者: 宮城, 有菜, 金城, 実菜美, 森, 浩平, 田中, 敦士, Miyagi, Yuna, Kinjo, Minami, Mori, Kohei, Tanaka, Atsushi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/31995">http://hdl.handle.net/20.500.12000/31995</a>

# 沖縄県の学童保育における障害児受け入れの歴史的概観

宮城有菜<sup>1)</sup>, 金城実菜美<sup>1)</sup>, 森 浩平<sup>2)</sup>, 田中敦士<sup>3)</sup>

Historical Overview of the Acceptance of Children with Disabilities in After-school Care for Children of Okinawa

Yuna MIYAGI<sup>1)</sup>, Minami KINJO<sup>1)</sup>  
Kohei MORI<sup>2)</sup>, Atsushi TANAKA<sup>3)</sup>

## 要 約

本稿では、今後の研究への基礎資料として資することを目的とし、沖縄県における学童保育で行われてきた障害児受け入れについての歴史を整理した。沖縄県では国による取り組みよりも早く学童保育での障害児受け入れを実現するための活動が行われており、意義のある取り組みであったといえる。しかし、学童保育での障害児受け入れにおける条件整備はまだ十分に整っておらず、現在の障害児受入加算は入所している障害児の人数には関係がなく指導員一人分しか補助金が支給されないという問題点がある。学童保育での指導員の人手不足の問題にも繋がり、学童保育が担う「子どもたちが安全で充実した生活を保障する」という役割を果たすためにも、今後さらなる施策や受け入れ体制の充実が求められる。

キーワード：学童保育（放課後児童クラブ）、放課後児童健全育成事業、障害児の受け入れ、沖縄

key-words : After School Care Program, After school children healthy development business, Acceptance of children with disabilities, Okinawa

## I はじめに

「学童保育」とは、共働き・母子・父子家庭の子ども達の放課後と学校休業日の生活を守り、子どもの健全な育成を図る場所である。「働きながら子育てをしたい」という親たちの願いを受けて、親の働く権利を保障し、保育を必要とする学齢期の子ども達の生活を保障していくことを目的として誕生した（全国学童保育連絡協議会、1998）。

学童保育は、児童福祉法に基づく福祉事業である。児童福祉法からもわかるように、「小学校に就学している児童の授業終了後、保護者が労働等で家庭にいない間、施設などで適切な遊び及び生活の場を与え健全な育成を図る事業」であり、小

学生の子どもをもつ保護者の、仕事と育児を両立するためには欠かせないものである。働きながら子育てをしたいという親たちの願いは障害のある子どもをもつ親も同様である。

一方で、学童保育は親だけでなく障害のある子どもたちにとっても地域の子どもたちとの人間関係を形成する貴重な場となっていると考える。現在の日本における特別支援教育は従来の障害の枠を広げ、今まで障害とみなされなかった、発達障害のある子どもたちに対しても、この子どもたちが必要とする教育的ニーズを提供する特別支援教育が行われている。これまで支援がなかった子どもたちに対してもケアを行うといった点で評価されるものである。しかし、一方で、特別な支援と

<sup>1)</sup> 琉球大学特別支援教育特別専攻科

<sup>2)</sup> 東北大学大学院教育情報学教育部、日本学術振興会特別研究員

<sup>3)</sup> 琉球大学教育学部

いう名の下に障害のある子どもとそうでない子どもとの区切りを明確にし、意識的にも物理的にもさらに分離を進めさせてしまう危険性も同時にはらんだ施策であるといえる(三好, 2009)。

このような流れのなか、障害のある子どもたちが人間関係を構築する機会が得られず、地域とのつながりが不足するという現象が起こっている。それらの現状を踏まえると、学童保育は障害のある子どもが健常児と豊かな交流を持ち、活動や交流を通して学校とは異なった育ちを実現する重要な場であることがうかがえ、地域の子どもたちとの人間関係を構築するための大きな役割を果たすことが期待される場であるといえる(三好, 2009)。

前述したように、学童保育での障害児受け入れは、障害のある子を持つ親やその子どもにとって重要な役割を果たしており、学童保育で障害児を受け入れるための体制が整えられてきたことはとても意義のあることだと言える。しかし、沖縄県の学童保育での障害児受け入れの歴史についてまとめられている文献はこれまでになく、どのように障害児受け入れの体制が整えられてきたかについてははっきりしていない。

以上のことから本研究では沖縄県における学童保育で行われてきた障害児受け入れについての歴史を整理し、今後の研究への基礎資料として資することを目的とする。

## II 学童保育の変遷

### 1. 学童保育とは

「学童保育」とは、「共働き・母子・父子家庭の子どもたちの放課後と春・夏・冬休みといった長期休業の生活を守り、それをとおして働く親の権利と家族の生活を守るもの」(全国学童保育連絡協議会, 1998)である。

学童保育は、厚生労働省では「放課後児童健全育成事業」とされ「放課後児童クラブ」と呼んでおり、児童福祉法に基づく福祉事業に位置付けられている。この法律で放課後児童健全育成事業は「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な

遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を言う。」と明記された。

学童保育は一般に「学童保育クラブ」や「学童クラブ」、「児童クラブ」、「子どもクラブ」等の様々な名称で呼ばれており行われている活動も様々であるが、児童福祉法で明記されている適切な「遊び」及び「生活の場」を児童に保障することが重要である。

学童保育の大きな役割は、共働き・母子・父子家庭の子どもたちの放課後と春・夏・冬休みといった長期休業の生活を守り、それを通して働く親の権利と家族の生活を守る、また学童保育を利用する子どもたちの安全で充実した生活を保障する役割がある。そのため、学童保育は子どもたちにとって家庭に代わる「生活の場」であり、ただ子どもを預かるのではなく、親の代わりとなって子どもたちが安心して生活できる場を作っていかなければならない。さらに、おやつや遊びの時間を提供し子どもたちがより充実した時間を過ごせる生活の場でなければならない。

### 2. 学童保育の歴史

日本における学童保育の本格的な始まりは、1948年開所の大阪の今川学園とされている。その後、働く親たちの切実な願いで全国各地に生まれ広がった。戦前にも幼児の保育所で児童を保育していた例がみられるが、今日の学童保育とは趣旨が異なるものであった。1950年代は、東京都や大阪府で民間の保育園や町会運営による保育園卒業後の保育として母親たちが共同で学童保育を行っていた。また、1958年には東京都北区に町内自治会運営の「豊島子どもクラブ」が発足した。この「豊島子どもクラブ」は卒園児を引き続き保育したものと異なり、単独の学童保育として初めて定着した。このころから徐々に都市ごとに学童保育連絡協議会が発足され学童保育拡大への運動が広がっていった。

その後学童クラブについて公的に動き始めたのは1966年文部科学省による「留守家庭児童会補助事業」である(日本学童保育学会, 2012)。この時代の社会的背景として、同年に内閣が打ち出した「人づくり対策」の影響から「カギッ子問題」がマスコミなどに取り上げられ、「カギッ子対策」

として学童保育が始められた。しかし、文部省は1971年には単独の予算計上をさせて社会教育活動促進費の中に組み入れてしまい、「留守家庭児童補助事業」を打ち切ってしまった。

1967年には全国的に広がっていた学童保育のつくり運動を反映して全国各地から参加があり、全国団体の必要性を確認して全国学童保育連絡協議会が結成された。その後、学童保育の制度確立を求める市民運動が展開されるようになった。1976年、これまでの運動の結果、「都市児童健全育成事業実施要項」が誕生し、「児童育成クラブ」を設置・開始することができた。これが学童保育への国庫補助の始まりと言われる。しかしその内容は十分ではなく、留守家庭児童対策は都市における子どもの健全育成対策と位置付けて、児童館が整備されるまでの奨励的、過渡的な事業であった。内容もボランティアによる地域の自主的な活動を援助するというものであったため人件費には使えなかった。

1.57ショックが起こった1990年の「健やかに子どもを産み育てる環境作りに関する関係省庁連絡会」の発足により、翌年「放課後児童対策事業」を開始した。これにより「児童育成クラブ」は解消され、留守家庭児童対策は独自の施策で実施するとの方針に転換し児童館から独立した事業として位置づけられた。同時に国庫補助が大幅に増加され、児童クラブ1カ所あたりの補助額もようやく100万円を超えることとなった。

この頃から厚生省が学童保育の制度化を検討し始め、1994年に「エンゼルプラン」、「緊急保育対策等5カ年事業」を策定し、放課後児童クラブを1999年に9000カ所まで補助対象拡大の計画を打ち出した。

その後1996年の中央児童福祉審議会による学童保育の法制化提言を受け、1997年国会での児童福祉法の一部改正によって学童保育が「放課後児童健全育成事業」として法制化された。また、第二種社会福祉事業にも位置づけられ、翌1998年4月から学童保育の法制化を含む新しい児童福祉法が施行された。この法制化は、公的責任と財政措置が不十分で、最低基準も定めないものであったが、国と地方自治体にも一定の責任のある「公の事業」として学童保育が認められたという点では意義の

あるものであった。

翌年に長時間開設加算が創設され、2001年には初めて障害児加算が導入された。しかし障害児「4名以上」在籍という条件であった。それから徐々に補助要件の障害児受け入れ人数が減り、2006年には1名から補助が受けられるようになった。また、2008年度予算からは市長村に対する補助金として指導員一人分の人件費補助とし、専門的な知識を有する指導員を市町村の責任で配置することとなった。

近年の学童保育の動きとしては、2006年には少子化対策特命大臣、厚生労働省大臣、文部科学省大臣が新しい事業として「放課後子どもプラン」の創設に合意し、翌2007年に施行された。「放課後子どもプラン」については同年10月に「放課後子どもプランガイドライン」も策定され学童保育を「望ましい方向に誘導していくための現実的なあり方」という視点に立って、学童保育の環境を改善していく努力を促している。また、学童保育所がまだ十分には足りない現状から2008年には、厚生省が「新待機児童ゼロ作戦」を発表し、学童保育の利用児童を10年間で3倍化、質の高い学童保育推進を明記し、2010年には、学童保育の量的・質的拡充を図るための目標として「子ども・子育てビジョン」を策定した。

### 3. 学童保育での障害児受け入れの動き

日本での障害児受け入れのための動きは、2001年度に厚生労働省が取り組んだ学童保育所への「障害児受入促進試行事業」により始まった。その内容は「4人以上」の障害児を受け入れる場合に、全国100カ所に対し、1カ所につき142万円の補助を行うものであった。その後、毎年のように補助要件の「障害児受け入れ人数」が減り2003年には「2人以上」の受け入れから補助対象となり、補助対象数の限定もなくなった。さらに2006年には放課後児童健全育成事業の「障害児受け入れ推進費」でこれまでにあった人数要件が撤廃され、障害児1人からでも補助対象となった。

2008年からは、市町村が積極的に受け入れを推進するよう、学童保育への運営費の加算ではなく、市が配置する専門的な知識を持った指導員一人分の人件費（2013年は160,8万円）の補助という位

置づけとなった。

2004年12月10日には発達障害者支援法が成立し、2005年4月から施行された。法律第9条には「児童の発達障害の早期発見および発達障害者の支援のための施策（放課後児童健全育成事業の利用）」、「市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする」と明記され学童保育への発達障害児の入所の促進が条文化された。それを受けて、同年4月14日に厚生労働省育成環境課が発達障害児も含め障害児の受け入れへの適切な配慮、対応を通知により促した。

#### 4. 日本における学童保育での障害児受け入れの現状

日本における学童保育での障害児受け入れは年々増加している。5年前の2007年は6300カ所で2012年では1万240カ所となっており比べてみると受け入れている学童保育数は1.63倍、入所している児童数は2007年では1万2700人で、2012年では2万2570人となっておりその数は1.78倍となっている。2003年と比べると、受け入れている学童保育数は2.5倍、入所している児童数は3倍となっている。このことから、年々、受け入れが進んでいることがわかる。1施設で受け入れている障害のある子どもの人数は「1人」が最も多く43.5%となっている。また、2人以上受け入れている施設は、56.5%となっている。

表1 障害のある子どもの受け入れ状況

( ) 内は全体の市町村数・学童保育数との割合

障害のある子どもの受け入れ状況	2003年度調査	2007年度調査	2012年度調査
受け入れ学童保育のある市町村	約1100市町村 (47.5%)	約1100市町村 (67.7%)	約1170市町村 (67.7%)
受け入れている学童保育数	約4060カ所 (29.4%)	約6300カ所 (37.8%)	約1万240カ所 (49.1%)
受け入れている障害のある子どもの人数	約7200人	約1万2700人	約2万2570人

(全国学童保育連絡協議会、2013)

表2 受け入れている場合、一つの学童保育に何人の障害のある子どもが入所しているか

受け入れている場合	2003年度調査	2007年調査	2012年調査
1人	203 (58.6)	315 (50.1)	570 (43.5)
2人	83 (24.0)	163 (25.9)	330 (25.2)
3人	30 (8.7)	86 (13.7)	181 (13.8)
4人	12 (3.5)	28 (4.5)	79 (6.0)
5人	11 (3.2)	16 (2.5)	55 (4.2)
6人以上	7 (2.0)	21 (3.3)	95 (7.3)
合計	346 (100.0)	629 (100.0)	1310 (100.0)
1施設平均受入数	1.84人	1.98人	2.36人

(全国学童保育連絡協議会、2012)

### Ⅲ 沖縄県の学童保育への障害児受け入れの動き

#### 1. 障害児受け入れを行うための公的助成決定までの取り組み

沖縄県での障害児受け入れが始まる前の学童保育は、健常児中心のため障害児の受け皿とはなっていなかった。希望する障害児も多かったが、対応できる人員がないという理由からほとんどが断られる状況であった。そのため多くの母親は仕事をあきらめざるをえず、働きたくても働けない状態であった（琉球新報、1998）。

沖縄県での学童保育への障害児受け入れの動きは、1997年第三回沖縄県母親大会の障害児（者）分科会で、障害児をもつ保護者の「障害がある児童・生徒が放課後も同年代の子どもと遊べる、父母らも安心して外で働ける、そんな環境を実現しよう」との声から始まった。この発言を受け、「なんとかしなければ」という思いが母親大会の決議としてまとめられ実現を求めて県議会に陳情を行った（大城、1999）。

その後、運動の輪を広げていくために「障害児の学童保育を実現する会」を結成することとなった。そのために母親をはじめ、養護学校の教師、元教師、学童保育指導員等が集まり1998年3月に準備会をつくり、学習会や署名活動、障害児の実態調査の実施に取り組んだ。その結果、1998年5月に「障害児の学童保育を実現する会」が結成された。琉球新報（1998）によると、同会は「既存の学童保育に設置するための財政及び人的補償と、障害児独自の学童保育所の設置」の2点を目標とし設置された。

障害児の学童保育を実現する会により、1998年5月に障害児の放課後の過ごし方についての実態調査が行われた（表3～6）。調査対象は、養護学校（幼稚部、小学部、中学部、高等部の一部）、那覇市と浦添市、沖縄市内の幼稚園と小学校障害児学級に子どもが通う父母（主に母親）に実施され、回答は427人から回収された。放課後の過ごし方に関する項目の結果は、「放課後遊ぶところは」の解答で最も多かったのが表3の「自宅」で78.0%、表4の「放課後誰と遊ぶか」の解答では「お母さん」が最も多く62.7%、続いて「ひとり」

が16.5%で合わせて79.2%であった。「友達」と回答したのはわずか9.9%であった。「昨日までの一週間で友達と過ごした日数」で最も多かったのは「0日」で全体の45.3%であった。「放課後何をして過ごすことが多いか」の解答では「ひとり遊び」が46.2%、「テレビ・ビデオ」は47.9%であった。

この調査で障害児の放課後の活動場所が極めて限定されており、いかに悲惨な放課後生活を過ごしているかが明らかとなった。

また、子どもの実態だけでなく、「放課後や休日のお子さんとの様子や過ごし方と、それについてのお考えや悩みは」などの質問の解答には障害をもつ子どもの親たちの切実な声が書かれており、

表3 放課後遊ぶところ（複数回答）

遊ぶ（過ごす）空間		回答数（%）
①	自宅	331 (78.0)
②	家の周辺	87 (20.5)
③	友達の家	11 (2.6)
④	習い事や学童保育	33 (7.8)
⑤	その他	56 (13.2)
無回答		2 (0.5)

表4 放課後誰と遊ぶか（複数回答）

誰と過ごすか		回答数（%）
①	ひとり	70 (16.5)
②	お父さん	27 (6.4)
③	お母さん	266 (62.7)
④	兄弟姉妹	142 (33.5)
⑤	その他の家族	36 (8.5)
⑥	友達	42 (9.9)
⑦	その他	41 (9.7)
無回答		1 (0.2)

表5 昨日までの一週間友達と過ごした日数（複数回答）

日数		回答数 (%)	⑤	4日	10 (2.4)
①	0日	192 (45.3)	⑥	5日	19 (4.5)
②	1日	40 (9.4)	⑦	6日	5 (1.2)
③	2日	31 (7.3)	⑧	7日	19 (4.5)
④	3日	18 (4.2)	無回答		93 (21.2)

表6 放課後何をして過ごすことが多いか（複数回答）

何をして過ごすか		回答数 (%)			
①	ひとり遊び	196 (46.2)	⑦	昼寝、休養	59 (14.0)
②	テレビ・ビデオ	203 (47.9)	⑧	習い事	27 (6.4)
③	テレビゲーム	48 (11.3)	⑨	勉強・宿題	27 (6.4)
④	本を読む	37 (8.7)	⑩	その他	51 (12.0)
⑤	室内で友達と	44 (10.3)	⑪	する事がない	27 (6.4)
⑥	屋外で友達と	40 (9.4)	無回答		2 (0.5)

障害児の学童保育を実現する会（1998）より作成

親の苦勞や願ひも明らかとなった。この実態調査の集計を持ってあらためて行政に要請を行う活動を続けた。

この頃には障害児受け入れのための取り組み、運動は各市町村へと広がっていた。1998年9月には9市、9町村へ陳述書を提出し、10月には豊見城村議会にて意見陳述を行った。また10月に行われた第4回沖縄母親大会にて「障害児の学童保育を早期に実現するための決議」を採択し、「決議」を陳述書にまとめ、さらに署名1941筆を添え県議会に提出した。これにより県文教厚生委員会にて「来年度から障害児受け入れを行う学童保育所に対し、指導員の人件費加配分を補助する」等の前向きな方針が出された（障害児の学童保育を実現する会、1999）。

こうした1年半の運動の取り組みを経て、1999年4月、指導員の人件費を市町村と折半で加算する沖縄県単独の補助事業として「沖縄県障害児受

入加算」が実現した。内容は障害児を2人以上受け入れている学童クラブ一カ所につき68万円の加算を行うものであった。初年度は那覇市1カ所、浦添市1カ所、沖縄市1カ所の計3カ所だけに加算が実現した。琉球新報（1999）によると、この補助事業は当時の厚生労働省にはまだない事業であり、このような障害児受け入れへの補助事業は全国の12都道府県でしか行われていないものであった。そのため、各都道府県で加算条件、加算額はそれぞれ異なる内容であった。

## 2. 公的助成決定後の動向

2001年には厚生労働省が取り組んだ学童保育所への「障害児受入促進事業」が始まった。内容は障害児の受け入れを推進するために、障害児「4名以上」受け入れている学童保育へ障害児の指導にあたる指導員の人件費と必要な備品の購入、障害児の生活指導等に必要な諸経費として71万円の

補助金加算であった。沖縄県の学童保育で4名以上の障害児受け入れを行っていた保育はこの事業を利用し、4名以下の学童保育は引き続き沖縄県障害児受入加算を利用した。

2004年、沖縄県障害児受入加算を障害児1人から補助対象にしてほしいと那覇市の学童保育が県と市へ要請し、同年11月頃に県の部長が那覇市の学童保育を訪れ視察を行った。その結果、2005年から沖縄県障害児受入加算が緩和され障害児1人からでも補助対象となった。翌年には国の障害児

受入事業も障害児1人からに緩和された。

2008年からは、国の放課後児童健全育成事業の障害児受入補助方法の変更となり補助単価が倍増となった。しかし、沖縄県は財政が厳しいとの理由で予算計上を行えなかった。沖縄県でも予算計上を実現するため、学童保育連絡協議会、地域連協、実現する会、指導員組合各関係者で県へ要請と陳述を行った。その結果、2009年には沖縄県でも国の障害児受入推進事業として予算計上が実現した（沖縄県学童保育支援センター、2009）。

表7 現在の学童保育での障害児受け入れにおける公的助成決定までの沖縄県内での取り組み

年月日	学童、父母の活動・決定事項	行政への働きかけ
1997年 9月14日	第三回沖縄県母親大会 障害児（者）分科会にて「障害児も学童保育をしてほしい」との声があがり、大会決議としてまとめられる。	
10月16日		大会決議を県議会へ陳情 (当時の議長・障害福祉課・児童家庭課へ要請行動)
10月17日		那覇市議会へ陳情 (当時の議長・県教育庁義務教育課へ要請行動)
11月5日	署名活動開始	
11月19日		県議会・県教育庁に陳情書提出 (1244名署名を提出) 那覇市議会・市教育長に陳情書提出
11月25日	学習会	県教育庁義務教育課長・指導主事へ要請行動
1998年 1月17日		「実現する会」の「準備会」結成に向けての話し合い
2月16日		「障害児の放課後についての実態調査」項目の検討
3月7日		全国障害者研究大会沖縄大会において「準備会」への参加呼びかけビラ配布
3月14日		「障害児の学童保育を実現する会」準備会結成 (20名程度)



年月日	学童、父母の活動・決定事項	行政への働きかけ
1998年 4月3日	「障害児の放課後についての実態調査」を依頼	
5月6日	「実現する会」への参加呼びかけ文作成、配布	
5月23日	「障害児の学童保育を実現する会」結成の集い（45名）	
7月9日	「生きいき」ニュースNo1発行	
7月15日		県福祉保健部、児童家庭課へ要請
7月26日	県民・市民へ啓蒙活動、訴え、ピラ配り、署名活動	
8月1日	「生きいき」ニュースNo2発行	
10月1日		豊見城村議会において委員会で意見陳述
10月18日	第四回沖縄県母親大会で「障害児の学童保育を早期に実現するための決議」を採択する	
12月2日		体系決議を陳情書にまとめ、署名1941筆とともに提出
12月18日	県文教厚生委員会で来年度から障害児を受け入れる学童保育所に対し、指導員の人件費の加配分を補助するとの方針が明らかとなる（マスコミでも報道される）	
1999年 1月20日		豊見城村議会にて2回目の意見陳述
1月27日		県児童家庭課・障害福祉課への要請、今後の取り組みについて質疑
2月10日		県児童家庭課・障害福祉への質疑応答の内容を踏まえ2月県議会への陳情書送付
2月14日	「来年度から公的助成を行う」とメディアが報道	

年月日	学童、父母の活動・決定事項	行政への働きかけ
1999年 2月16日	9市・9町村へ再度陳情書提出（98年9月に提出したものに不備があったため）	
3月9日	「生きいき」ニュースNo3発行	糸満市議会、委員会にて意見陳述
4月	障害児を受け入れる学童保育への加配を実施 「沖縄県障害児受入加算」	
6月19日	「障害児の学童保育を実現する会」総会	
2004年 11月		県と那覇市へ障害児1人から補助対象になるように要請 県部長が那覇市の学童を視察
2005年	「沖縄県障害児受入加算」緩和障害児1人から加配が実現	県へ要請と陳述
2008年	沖縄県での予算計上実現のため学童保育連絡協議会、地域連協、実現する会、指導員組合各関係者で協力	
2009年	国の障害児受入として予算計上が実現	

補助金の整備が進みながら、沖縄県における学童保育での障害児受け入れは増加している。1999年と2013年に行った沖縄県福祉保健部青少年・児童家庭課の調査によると障害児受入加算が実施された直後の1999年は受け入れている学童数が18カ所で全体の19.3%だったのに対し、2013年は138カ所で全体の57.5%と増えている。それに伴い入所している障害児数も1999年は24名だったのに対し、2013年は251名とかなり増加している。このことから、沖縄県障害児受入加算の実現は学童保育での障害児受け入れにおいて大きな役割を果たしたといえる。

### 3. 沖縄県で初めての障害児受け入れの様子（高良学童クラブでの取り組みの様子）

沖縄県で障害児受け入れの様子について、高良学童クラブでの取り組みを以下に記載する。

1997年の母親大会の分科会の際に、2人の障害のある子どもを持つ母親からの「ぜひ障害児の学童保育を実現させてほしい」との要望を受けたのが、高良学童で障害児受け入れについて考え始めるきっかけとなった。その頃、学童に入所している児童の「他人をさげすむような心」や「子ども同士の気持ちの通い合いの弱さ」「相手と自分との違いを認め合う事の困難さ」など生活の中で一部ではあるが子どもたちと向き合った時に感じる弱さや物足りなさ、障害児を受け入れ、受けとめることが一つに結び付き受け入れを決めた。1998年、高良学童クラブで初めての障害児受け入

れが実現した。入所したのは当時養護学校に通っていたT君であった。T君はアンジェルマン症候群という染色体による病気で、知的障害や言語障害を持っていた。T君が通っていた養護学校の教師が「T君の母親は働いているため、T君を放課後預かって欲しい」と相談してきたことがきっかけであった。そして、指導員、保護者会、児童との相談をへて、高良学童クラブで受け入れることが決まった。保護者会では「子どもたちの繋がりを考えると受け入れるのもいいのではないか」「障害があっても父母が働いていることだし、学童保育が必要な子に変わりはないのでは」「子どもたちに面倒を見てもらおうという気持ちではなく、お母さんが働いている一人の子として受け止めてもいいのでは」などの意見が出た。子どもたちの反応は「そんな子入れたらだめだ」「障害者だけの学童を作ればいいさ」など、T君の入所に対して否定的な意見が多かった。そんな中で福祉施設での実習経験がある指導員が、自分の経験を踏まえながら話をし、「障害があるから、話をきちんと聞けなかったり、思いをうまく伝えられなかったり、何かするのに時間がかかるだけだよ。」と子ども達にきちんと説明しまとめていった。保護者会での話し合い、児童との話し合いは、高良学童クラブのお便りの中で紹介され、すべての保護者に知らされた。入所当初は、児童の戸惑う様子が見られたが、障害に対しての疑問をT君の母親に素直に聞いたり一緒に活動を行う中で、障害に対しての理解を深めていった(大城、1998; 沖縄タイムス、1999; 沖縄タイムス2004)。

T君の両親は共働きであった。T君が学童保育へ入所する前の生活を、母親は沖縄タイムスの取材で「養護学校(西崎養護学校)の幼稚園時代は大変だった。朝、息子を学校まで送り届け、仕事へと向かう。学校が終わる昼休みに職場を抜け、迎えに行き、宜野湾の実家に送り届ける。そのあと職場に戻り仕事を終え、夕方、実家から迎えて那覇まで帰る。そういう生活を続けていた。」と話していた。T君の学童保育への入所が実現したことで、「働く親の権利」が守られたといえる。また、T君が今まで放課後を過ごしていた場所は、ほぼ毎日母親の実家であり、T君にとって学童は唯一の健常児集団であったと考える。学童保育へ

入所し、様々な活動を周りの子と一緒にすることで養護学校とは異なった人間関係を構築する機会ができたといえる。さらに、保護者会、子どもたちとの話し合い、それらの話し合いの内容を学童全体で共有することで、指導員、子どもたち、保護者の障害者理解にも繋がったといえる。

#### IV 沖縄県の学童保育における障害児受け入れの現状

##### 1. 障害児受け入れの現状

沖縄県における学童保育での障害児受け入れは全国と同様、増加している。障害児受け入れ加算が実施された直後の1999年は受け入れている学童数が18カ所で全体の16.7%だったのに対し、2013年は138カ所で全体の33.1%と増えている。それに伴い入所している障害児数も1999年は24名だったのに対し、2013年は251名とかなり増加している。このことから、沖縄県障害児受入加算の実現は学童保育での障害児受け入れにおいて大きな役割を果たしたといえる。

表8 障害のある子どもの受け入れ状況  
( )内は学童保育数との割合

障害のある子どもの受け入れ状況	1999年度調査	2013年度調査
受け入れている学童数	93カ所中18カ所 (19.3%)	240カ所中138カ所 (57.5%)
受け入れている障害のある子どもの人数	24名	251名

沖縄県での障害児受け入れ加算は1999年に県単独の補助事業が制定されて以降、国の障害児受け入れ推進事業も加わり、年々、補助要件の障害児の受け入れ人数が減り、2006年からは障害児1人から補助の対象となっている。2008年度からは指導員1人分の人件費の補助と位置づけとなった。補助金の支給額は160万8千円となっており、その打ち分けは国、県、市町村が53万6千円ずつとなっている。これにより、専門的な知識を有する指導員を市町村の責任で配置することになった。しかし、この補助金は入所している障害児の人数

には関係がなく指導員一人分しか補助金が支給されないという問題点がある。

また、補助金を国、県、市町村が内分けをし、支払うことになっているため、この金額を支払うことができるかどうかは都道府県、市町村の財政状況に左右される場合がある。実際に、2008年に国が障害児受入加算額を前年度の倍に増やした際、沖縄県は倍にして支払うことが出来ず、他の都道府県より遅れて加算額倍増となった。このように地域差が生まれることも問題点である。

指導員の配置と補助金の受け方については、①市町村が専門的知識等を有する指導員を直接雇用

し、学童保育に派遣して配置する、②学童保育が専門的知識を有する指導員を雇用して配置し、それにかかった費用を市町村が委託費として支出する、③学童保育が雇用した指導員について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させる、または個々の指導員が有する経歴、資格等から専門知識等を有すると市町村が認めた上で配置し、それにかかった費用を市町村が助成する、の3つがある。沖縄県では主に③の方法が主流であり、沖縄県学童保育連絡協議会が行っている研修を4、5回受講することが条件となっている。

那覇市 高良学童クラブ 児童数65名 指導員体制5名

しょうた（仮名）くんの事例

しょうたは現在小学2年生である。「高機能自閉症」の診断を受けており幼稚園から現在も特別支援学級に在籍している。小学校入学前の春休みから学童保育に入所している。

偏食があり、おやつや昼食時に嫌いなものがあるとすぐに席を立ってしまう事がある。また、嫌と思っている気持ちを他の児童に伝える事が苦手ですぐに指導員に助けを求める事がる。

事例 「ブランコの交代」

しょうたは公園のブランコに乗るのが大好きである。他の子がブランコに乗っていると何とかブランコに乗ろうと「こっちに来てよ、助けてよ」と指導員が手助けに来るまでしょうたの叫び声が続く。指導員の促しでブランコに乗っている子に「乗せて」とお願いをさせ、しょうたはブランコに乗れる。しかし1度ブランコに乗るとしょうたは他の子と交代しないため、交代して欲していた子も「しょうたは交換しないから乗せたくない」という日が多くなっていった。指導員同士で話し合いを行い、ブランコを交代して乗ることができるよう働きかけることになった。

その日もしょうたはブランコに乗れず、指導員へ助けを求めてきた。指導員が「しょうたが乗りたいと言っているから、交代して乗せてほしい。100秒で交代しよう。しょうたが乗ったら次、交代できるようにみんなも100数えて乗せてって言って。みんなが力を貸してくれたらきっとしょうたも交代できるようになるよ」と周りの子に声掛けをし、指導員としょうたで100秒数え、指導員の促しで「乗せて」と自らお願いをして交代してもらえた。その時に「100秒で交換だよ」と声をかけてからブランコに乗せた。しかし、100秒たっても「嫌だ。乗りたい」と言い拒否をした。しかしみんなとの約束であったため無理やり降ろした。しょうたは逃げて行ってしまったが「一緒に100数えるよ」と声をかけると、戻ってきて一緒に数えて交代してもらい、指導員はその場を離れた。

ある日、ブランコに乗っているしょうたに指導員が「ブランコ乗せて」と言うと、「じゃ、100数えてよ」としょうたが言った。指導員が100秒数え終わるとしょうたは笑顔でブランコから降り交代してくれた。そしてまたしょうたが100数えて交代をした。それを何回か繰り返して行う事ができた。その日をきっかけに他の子とも100秒数えたらブランコを交換する事が徐々にできるようになっていった。

しょうたの宿題である日記には「今日、ブランコを100回こぎました。ちゃんとマナーを守りました。楽しかったです」と、遊びや経験したことが思いを込めて書かれていた。

(ていーだ・かんかん、2014)

## 2. 障害児受け入れを行っている現場の様子（高良学童クラブの実践から）

障害児にとって特別な役割が学童保育に求められるわけではない。学童保育の基本的な役割はどの子どもにとっても同じである。しかし、近年の特別支援教育の影響や加算を受けるために必要となる障害児研修などにより、障害児個人への特別な対応を重視しがちになってしまい、関わる人の意識が「障害」や「問題」に集中することで、学童保育の本来の役割が忘れられていく可能性がある（丸山、2012）。研修で得た知識はあくまでも障害児にとって安全な環境作りと周りの子どもとの人間関係を作っていく上での困難を軽減するための最小限の手助けへと活かし、「障害児」「健常児」という二元論的な見方ではなく、「みんな違っているという点では同じ」という視点を根本的に根づかせていく（三好、2012）ことが必要ではないのではないかと考える。それらを踏まえ実際に障害児を受け入れている高良学童クラブの実践を紹介する。

指導員は、指導員としょうただけで解決しようとしたのではなく、周りの子ども達の協力も得ながら解決していった。そのため、今回の実践は指導員の対応だけでなく、しょうたに対する周りの子の理解があったからこそ問題解決ができたと言える。

学童保育における障害児の生活を豊かなものにしていくためには、他の子どもとの関係や子ども集団との関係を考えなければならない（丸山、2012）ことから、障害を持つ子個人への対応ではなく、集団の中で解決をした点はとても良かったと考えられる。また、今回の事例ではしょうたを特別扱いせず、周りの子と同じルールでブランコに乗せた。ブランコから無理やり降ろしたのは少し乱暴なような気もするが、それがかえって「特別扱いはしない」と周りの子たちへの見本となったのではないだろうか。

指導員は、しょうたが交代でブランコに乗れるようになるまで支援を行ったのではなく、しょうたと周りの子たちが交代でブランコに乗るためのルールを提案し、一度通すとその場を離れた。その後は子どもたちだけで問題解決を行ったのである。子どもたちの力を信じ、必要以上の支援を行

わなかったことが、しょうたと周りの子の人間関係形成へと繋がり、しょうたはルールを守れるようになり、周りの子はしょうたへの理解を深めたと考える。

学童保育は生活の場である。生活の場でだからこそ障害を持つ子も持たない子も一緒に行きつ戻りつを繰り返しながら育ちあっているのである（竹内、2005）。このような体験の中で、しょうたと周りの子たちとの人間関係が形成され、集団で楽しい時間を過ごせたことがしょうたの日記から感じることができる。

## V 考察

これまで述べてきたように、沖縄県の学童保育での障害児受け入れは、障害児を持つ保護者の「障害がある児童・生徒が放課後も同年代の子どもと遊べる、父母らも安心して外で働ける、そんな環境を実現しよう」との願いから始まった。その後、父母や当時の養護学校の教師、学童の指導員等が運動を行い、その取り組みがメディアでも注目を集めるようにもなった。その結果、指導員の人件費を加算する沖縄県単独の補助事業として「沖縄県障害児受入加算」が実現した。この取り組みは、障害を持つ保護者の「働く親の権利」を守り、また、特別支援学校に通う障害児にとっては唯一の健常児集団と共に生活をする貴重な場を提供することができたと言える。それらを踏まえると、国の取り組みよりも早く、沖縄県で行われた学童保育での障害児受け入れを実現するための活動、運動はとても意義のあるものであったといえる。しかし、学童保育での障害児受け入れにおける条件整備はまだ整っていない。

現在、日本の障害児受け入れを行っている学童保育のうち56.5%の学童保育が障害児を2人以上受け入れている。沖縄県でも、障害児受け入れを行っている学童保育では、ひとクラブあたり平均1.8人の障害児を受け入れている状況である。しかし、現在の障害児受入加算は入所している障害児の人数には関係がなく指導員一人分しか補助金が支給されないという問題点がある。また、補助金を国、県、市町村が内分けをし、支払うことになっているため、この金額を支払うことができる

かどうかは都道府県、市町村の財政状況に左右されるという問題点もある。これは、学童保育での指導員の人手不足の問題に繋がり、学童保育が担う「子どもたちが安全で充実した生活を保障する」役割が果たせていないと考える。障害児やその他の児童が安心して豊かな放課後を過ごすために、今後さらに施策や受け入れ体制の充実が求められる。

高良学童クラブの実践では、障害児が指導員の手助けと周りの子たちの理解を得ながら集団の中で問題解決を行う様子がみられた。学童保育での生活が障害児にとって対人関係や本人の発達を促す貴重な場となっていることが考えられる。前述した実践のように、障害児個人だけに焦点を当てて支援を行うのではなく、集団全体の環境を良くすることを考え支援を行うこと、また、必要以上の支援は行わず子ども達の力に任せ見守ることが必要である。

## 文 献

- 1) 学童保育（放課後児童クラブ）の実態と課題に関する資料  
[m-jidouclub.com/20130316-17sanada-ago2.pdf](http://m-jidouclub.com/20130316-17sanada-ago2.pdf)
- 2) 丸山哲夫（2012）現代日本の学童保育 障害児の放課後保障と学童保育，旬報社，250-256.
- 3) 三好正彦（2009）障害のある子どもたちにとっての学童保育，社会福祉学，49(4)，52-63.
- 4) 三好正彦（2012）連携と協働の学童保育論，解放出版社.
- 5) 二宮厚美（2012）現代日本の学童保育 福祉国家における学童保育の発展，17-18.
- 6) 沖縄県学童保育支援センター  
<http://www.dekiru-soho.com/center/index.php>
- 7) 沖縄タイムス（1999）「障害」あっても仲間づくり 友達と交わり成長，9月14日.
- 8) 沖縄タイムス朝刊（2004）ふれあい 学びあい 障害児も憩える場を提供，6月15日.
- 9) 大城喜代美（1998）みんな大切な仲間，高

良学童クラブ.

- 10) 大城喜代美（1999）沖縄でも障害児補助事業が実現した 障害を持つ子に豊かな放課後支援を，日本の学童はいく，7，58-61.
- 11) 大城喜代美（2014）共に育つ日々. 沖縄県学童保育実践集 ていーだ・かんかん，34-37.
- 12) 障害児の学童保育を実現する会（1998）障害児の放課後の過ごし方についての実態調査結果.
- 13) 障害児の学童保育を実現する会（1999）生きいき，障害児の学童保育を実現する会ニュース，3.
- 14) 田丸敏高・川崎道夫・浜谷直人（2011）子どもの発達と学童保育ー子ども理解・遊び・気になる子ー，福村出版株式会社.
- 15) 田中良三（2005）学齢障害児の地域生活支援，障害者問題研究，32(4)，274-284.
- 16) 田中れい子（2005）学童保育の場で育ち合う 地域の学童保育所の取り組みから，障害者問題研究，32(4)，330-333.
- 17) 全国学童保育連絡協議会（1998）新版学童保育のハンドブック，6.
- 18) 全国学童保育連絡協議会（2013）学童保育の実態と課題 2013年版 実態調査のまとめ，10.
- 19) 全国学童保育連絡協議会（2013）学童保育情報2013-2014.

## 資 料

### 児童福祉法

#### 第6条の2第6項

この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

#### 第21条の11

市町村は、児童の健全な育成に資するため、第6条の2第6項に規定する児童の放課後児童健全

育成事業の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、当該児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

#### 第34条の7

市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉事業法の定めるところにより、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

#### 第49条

この法律で定めるもののほか、児童居宅生活支援事業及び放課後児童健全育成事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に関し必要な事項は、命令で定める。

#### 第56条の6の2

児童居宅生活支援事業又は放課後児童健全育成事業を行う者及び児童福祉施設の設置者は、その事業を行い、又はその施設を運営するに当たっては、相互に連携を図りつつ、児童及びその家庭から相談に応ずることその他地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努めなければならない。

#### 社会福祉事業法

第2条の3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする

2 児童福祉法にいう児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業、児童自立生活援助又は放課後児童健全育成事業、同法にいう助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを運営する事業及び児童の福祉の増進について相談する事業。

#### 発達障害者支援法

第2章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策（放課後児童健全育成事業）  
第9条 市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。